○防衛省告示第百三十八号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和元年十月三日から施行する。

令和元年九月二十六日

防衛大臣　河野　太郎

| 対象施設 | 対象施設の管理者 |
| --- | --- |
| 陸上自衛隊丘珠駐屯地 | 丘珠駐屯地司令 |
| 陸上自衛隊霞目駐屯地 | 霞目駐屯地司令 |
| 陸上自衛隊立川駐屯地 | 立川駐屯地司令 |
| 陸上自衛隊八尾駐屯地 | 八尾駐屯地司令 |

| | |
|---|---|
| 陸上自衛隊目達原駐屯地 | 目達原駐屯地司令 |
| 陸上自衛隊健軍駐屯地高遊原分屯地 | 高遊原分屯地司令 |
| 海上自衛隊大湊航空基地 | 第二十五航空隊司令 |
| 海上自衛隊八戸航空基地 | 第二航空群司令 |
| 海上自衛隊館山航空基地 | 第二十一航空群司令 |
| 海上自衛隊舞鶴航空基地 | 第二十三航空隊司令 |
| 海上自衛隊小松島航空基地 | 第二十四航空隊司令 |
| 海上自衛隊鹿屋航空基地 | 第一航空群司令 |
| 航空自衛隊入間基地 | 入間基地司令 |

航空自衛隊春日基地

春日基地司令